

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月12日
【会社名】	株式会社レナウン
【英訳名】	RENOWN INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北畑 稔
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田8丁目8番20号
【電話番号】	03 - 5496 - 8154
【事務連絡者氏名】	経営統括部経営企画部長 村元 知之
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田8丁目8番20号
【電話番号】	03 - 5496 - 8154
【事務連絡者氏名】	経営統括部経営企画部長 村元 知之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,931,784,560円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,359,615株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本件第三者割当」といいます。)は、平成25年5月30日(木)開催予定の定時株主総会(以下、「本件株主総会」といいます。)において、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める株主の意思確認手続として行われる普通決議(以下「本件普通決議」といいます。)により本件第三者割当が承認されることを条件として、平成25年4月12日(金)開催の取締役会において決議されております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	20,359,615株	2,931,784,560	1,465,892,280
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	20,359,615株	2,931,784,560	1,465,892,280

(注) 1. 本件第三者割当は、濟寧如意投資有限公司（英文表記Jining Ruyi Investment Co., Ltd. 以下、「濟寧如意」又は場合により「割当予定先」といいます。）を割当予定先として行う第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は1,465,892,280円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
144	72	1株	平成25年5月31日（金）から同年12月31日（火）	-	平成25年5月31日（金）から同年12月31日（火）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 申込み及び払込みの方法は、申込期間中に総数引受契約を締結し、払込期間中に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、
- 申込期間中に、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本件第三者割当は行われないうこととなります。
- 本件第三者割当に関しては、平成25年5月31日（金）から同年12月31日（火）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、濟寧市商務局及び濟寧市発展改革委員会並びに山東省商務庁及び山東省発展改革委員会等（以下あわせて「中国関係当局」といいます。）による認可の取得に必要な審査期間を勘案したためです。具体的には、割当予定先である濟寧如意によれば、大要以下の から までに掲げる手続が必要であり、当該手続の完了後、濟寧市外貨管理局における登記手続を行うことで、本件第三者割当に係る払込みが実行可能となることとすることです。

濟寧市発展改革委員会に対して国外投資プロジェクトに関する審査確認申請手続を行い、同委員会の仮審査を受けること

その後、山東省発展改革委員会による審査を経て、国家発展改革委員会における地方重大国外投資プロジェクト審査確認登記を行うこと

上記の登記の完了後、濟寧市商務局に対して国外企業の設立に関する審査申請手続を行い、同商務局の仮審査を受けること

上記の後、山東省商務庁による審査を経て、企業国外投資証書を取得すること

他方で、濟寧如意によれば、中国関係当局によるこれらの審査手続の所要期間は、関係法令上明確な規定がない、あるいは所定の期間が定められていても期間延長につき中国関係当局の裁量が認められていることなどから、本有価証券届出書の提出日時点では、中国関係当局からの認可の取得時期を確定することができないとのことですが、一般的には4から6ヶ月程度の期間を要するとのことと、本件第三者割当に基づく払込みは、上記の払込期間内に行われるものとし、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日又は後記「第3-6(3)大規模な第三者割当を行うことについての判断過程」の株主意思確認のための本件株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日を予定しております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社レナウン 経営企画部	東京都品川区西五反田8丁目8番20号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 人形町支店	東京都中央区日本橋大伝馬町5番7号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,931,784,560	95,000,000	2,836,784,560

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、主にアドバイザー・フィー65,000,000円、弁護士費用及び登記費用関連費用30,000,000円からなり、95,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
日本国内における小売事業の拡大のためのショッピングセンターその他の商業施設等への出店費用(売場施工費・保証金等)及び販売促進費用並びに取り扱いブランドの拡大((注)2.参照)	2,736	平成25年9月～平成27年12月
E-Commerce事業の強化のためのオンラインショップの宣伝費用及び販売促進費用並びに取り扱いブランドの拡大	100	平成25年9月～平成27年8月

(注)1. 調達した資金について、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社取引銀行への預金で保管する予定です。

2. 商業施設等への出店費用の内訳については、特定の商業施設の中で当社の特定のブランドが最も適合するロケーションを判断するための現地調査、適合するスペースを確保できる時期の確定、出店条件に関する賃貸人との交渉、出店形態(完全直営形態とするかショップ・イン・ショップの形態とするか等)の決定を踏まえて確定されることとなります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	濟寧如意投資有限公司
	本店の所在地	山東省濟寧高新区327国道北側・如意工業園区内
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	董事長 邱亜夫 (Qiu Yafu)
	資本金	1,200万元
	事業内容	投資及び資産管理
	主たる出資者及び出資比率	邱亜夫 51.00% 孫建華 28.79% その他個人(41人) 20.21%
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	濟寧如意は、山東如意科技集团有限公司(以下「山東如意」といいます。)の持分のうち53.33%を保有しており、山東如意は当社の発行済普通株式33,333,333株(41.18%(小数点以下第三位を四捨五入、以下同じです。))を保有しております。
	人事関係	濟寧如意の董事長及び董事の計2名が当社取締役就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と濟寧如意の間には、直接の取引関係はありませんが、当社は、濟寧如意の子会社である山東如意との間で合弁会社を有しており、当社と当該合弁会社との間には、アパレル製品の販売に関する取引関係があります。

c 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の選定理由

当社は、平成22年5月24日付で濟寧如意の子会社である山東如意との間で資本業務提携契約(以下「平成22年資本業務提携契約」といいます。)を締結し、同契約に基づき、山東如意に対して新株式を発行し、約40億円の資金調達を行いました。平成25年2月28日現在、山東如意は、当社普通株式33,333,333株(同日現在の当社の発行済株式総数80,947,834株の41.18%)を保有する当社の筆頭株主となっております。当社は、平成22年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、平成22年資本業務提携契約に基づき山東如意の指名する3名の取締役を受け入れると共に、中期経営方針R R M A Pを策定し、如意グループ(濟寧如意及び山東如意並びにそれらの子会社・関連会社をい、以下同様とします。)との提携関係の強化を図ってまいりました。また、新株式の発行により調達した資金で、店舗改装等の設備投資や販売促進活動の推進などの当社のブランド価値向上のための諸施策の実施、山東如意との合弁会社である北京レナウン如意時商貿有限公司の設立及び同社を通じた当社ブランドの中国展開並びに、成長が見込める小売事業における既存ブランドの出店拡大及び新ブランドの展開などを実施してまいりました。このように、山東如意との資本業務提携は、財務体質の強化、当社ブランドの中国展開及び日本国内における小売事業の確立等の一定の効果を創出してまいります。

しかしながら、昨今のわが国の経済は、東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況で推移しております。また、かかる経済情勢も踏まえたお客様の消費行動の多様化、ショッピングセンターその他の商業施設の増加やインターネットを通じたオンラインショッピング市場の拡大が進む中で、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となってまいりました。

そのような状況の下、当社は、これらの諸施策を実行するため、銀行融資、公募増資若しくは株主割当による資金調達を検討すると共に、当社の筆頭株主である山東如意との間で、如意グループの信用力を利用した資金調達の検討等の更なる財務基盤の強化や、中期経営方針R R M A Pに掲げる諸施策の実行等について、資本及び業務提携の両側面から筆頭株主である山東如意との間で協議を行ってまいりました。

当社は、かかる検討及び山東如意との協議も踏まえ、当社の財務状況では、金融機関からの融資を受けることは未だ困難であり、また、公募増資若しくは株主割当によっても当社が必要とする資金を迅速かつ確実に調達することは困難であるとの判断に至りました。他方で、当社は、山東如意との協議において、山東如意の親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けに関する提案を受けました。

当社は、かかる提案を受け、濟寧如意及び山東如意との間で第三者割当増資の実施時期及び条件等について協議、交渉を行い、山東如意の親会社である濟寧如意を割当予定先として本件第三者割当を行うことで、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等による諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判断し、濟寧如意及び山東如意との間で、平成25年4月12日付で資本業務提携契約（以下「平成25年資本業務提携契約」といいます。）を締結し、濟寧如意を割当予定先とし本件第三者割当を行うことといたしました。なお、濟寧如意及び山東如意によれば、山東如意ではなくその親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けを提案した理由は、山東如意の親会社である濟寧如意が第三者割当増資を引き受け、当社の親会社となることで、当社と如意グループ全体の、グループとしての一体性をより高めることができ、これにより、当社と如意グループとの提携関係を一層強化することができると考えたためとのことです。

濟寧如意は、当社の筆頭株主である山東如意の親会社であり、濟寧如意からは、中期経営方針に掲げる諸施策や、当社のおかれた市場環境、当社の収益力の強化及び更なる成長を図るという方針について深い理解を示していただいております。また、濟寧如意は、山東如意及び当社を如意グループの中核企業として位置付けており、今回如意グループの企業価値向上施策の一環として割当予定先となる点について快諾いただき、如意グループの信用力を生かして、当社が今後借入れにより資金調達を行う場合の信用供与等の協力を行う意向もお示しいただいております。さらに、山東如意の親会社である濟寧如意を引受先とすることで、当社と如意グループ全体の、グループとしての一体性をより高めることができ、これにより、当社と如意グループとの提携関係を一層強化することができるとの説明もいただいていることから、本件第三者割当の割当予定先として濟寧如意を選定することといたしました。本件第三者割当を決議した平成25年4月12日開催の取締役会においては、平成22年資本業務提携契約に基づき山東如意が指名した取締役のうち、邱亜夫については割当予定先である濟寧如意の董事長（代表者）であることから、本件第三者割当について特別の利害関係を有するものとして、孫衛嬰については濟寧如意の董事及び濟寧如意の子会社である山東如意の副董事長を兼務することから、邱晨冉については、山東如意の役職員を兼務することから、利益相反のおそれがあることを理由に、いずれもその審議及び決議には参加していません。

当社は、平成22年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、平成22年資本業務提携契約に基づき山東如意の指名する3名の取締役を受け入れておりますが、本件株主総会において、如意グループが指名する取締役2名を新たに受け入れる予定であり、本件株主総会后、如意グループが指名する当社取締役は合計5名になる予定です。

また、本件第三者割当の割当予定先である濟寧如意は、本件第三者割当により、当社普通株式20,359,615株（本件第三者割当後の総議決権数に対する保有割合20.23%）を保有することとなり、濟寧如意の子会社であり、当社普通株式33,333,333株（本件第三者割当後の総議決権数に対する保有割合33.12%）を保有する山東如意を通じた間接保有分と併せて、当社普通株式53,692,948株（本件第三者割当後の総議決権数に対する保有割合53.35%）を保有することとなるため、新たに当社の親会社及び主要株主となる見込みであります（なお、本件第三者割当により、山東如意が新たに親会社に該当することとなるかについては、関係各社の監査法人とも協議の上、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項第2号又は第3号のいわゆる支配力基準に照らし判断されますが、濟寧如意に加えて山東如意も新たに親会社に該当する可能性があります）。本件第三者割当による親会社及び主要株主の異動が発生したときには、遅滞なく臨時報告書を提出いたします。

当社は、今後、濟寧如意及び山東如意が持つ経営資源を最大限に活用し、更なる国内事業基盤の強化と海外事業の成長、拡大を目指してまいります。

(2) 本資本業務提携（以下、「本件提携」といいます。）の内容

当社は、濟寧如意及び山東如意との間の平成25年資本業務提携契約において、以下の内容の業務提携及び資本提携を定めております。なお、平成25年資本業務提携契約において、山東如意と当社は、平成22年資本業務提携契約を合意により解約しております。

(a) 業務提携の内容

如意グループは長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指し、当社はファッション企業としてそのアパレル部門の中核を担う。

如意グループの資金力・信用力を活かした事業投資

当社の商品企画力・ブランドオペレーションノウハウ等を活かした事業展開

如意グループ及び当社の保有するブランドのグローバル展開（日本・中国・その他の地域）

如意グループ及び当社の持つネットワークを活用したライセンスビジネスの強化

如意グループ及び当社の持つ生産基地・生産管理機能を有効活用する。

如意グループ及び当社の持つ技術・機能の共有化による効率化・コスト削減

如意グループ及び当社の保有する中国工場の有効活用

その他

人材交流による強固なパートナーシップの醸成

(b) 資本提携の内容等

資本提携の内容

濟寧如意は、本届出書の効力発生以降、当社との間で本件第三者割当に係る当社普通株式に関する総数引受契約を締結し、払込期間（平成25年5月31日から同年12月31日）中において、中国関係当局の認可を受

けた日の7営業日後の日又は本件株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日に、当社普通株式20,359,615株(平成25年2月28日現在の当社の発行済普通株式の25.15%に相当)全ての引受け及び払込みを行います。当該株式の発行価額の総額は2,931,784,560円です。

本件第三者割当の実行後、当社に新たな資金需要が生じた場合には、如意グループと当社は、資金調達の条件及び方法について相互に必要な協議を行うものとします。如意グループ保有の当社株式の議決権が当社の総株主の議決権数に占める比率(以下、「如意グループ保有議決権比率」といいます。)が50%超の間に、当社が借入れによる資金調達を行う場合、如意グループは、中国対外担保規制その他の適用ある規制上許容される限りにおいて、如意グループによる保証その他の信用供与等について最大限の協力をするものとします。

株式の処分等の制限

- i 如意グループは、平成25年4月12日の契約締結日(以下「本契約締結日」といいます。)から5年を経過する日までの間に当社の株式の買増しを希望する場合には、当社に対して、1か月前の事前の書面による通知を行い、当社の意見を尊重し検討した上で、当社の株式を、如意グループ保有議決権比率が66.6%未満までの範囲で買増しを行うことができるものとします。
如意グループは、本契約締結日から5年を経過する日までの間、その保有する当社の株式について、次のいずれかに該当する場合を除いて、譲渡又はこれらに類する処分(以下、「処分等」といいます。)をしないものとします。なお、如意グループは、同グループ、又は同グループ及び当社の事業上の発展に寄与することを目的とし日本若しくは中国の大手銀行又はこれに類する社会的信用のある金融機関から借入れを行う場合に限り、自己の保有する当社株式について担保権を設定できるものとします。
 - ・ 如意グループ保有議決権比率が50%を超える間は、如意グループ保有議決権比率が50%を下回らない範囲の処分等
 - ・ 如意グループ保有議決権比率が35%以上50%以下である間は、如意グループ保有議決権比率が35%を下回らない範囲の処分等
 - ・ 濟寧如意と山東如意との間で当社の株式を譲渡する場合
 - ・ 山東如意及び山東如意の子会社又は関連会社への譲渡(但し、譲渡先子会社又は関連会社が資本業務提携契約上の義務に拘束されることに書面で同意していること等を条件とします。)
- 本契約締結日から5年経過後、如意グループが当社株式の買増し若しくは市場における処分等をする場合、又は本契約締結日から5年を経過する日までの間に売却許容事由(上記で列挙されている事由)に該当する当社株式の処分等をする場合には、如意グループは当社と事前協議をし、当社の意向を可能な限り最大限尊重するものとします。また、本契約締結日から5年経過後、如意グループが、当社株式の市場外での処分等を企図する場合には、一定の手續に従い、当社は、売却先を指定することができるものとします。

上場維持

- i 如意グループ及び当社は、特段の事情の変更がない限り、当社の普通株式の上場を維持するものとし、そのために最大限努力するものとします。
如意グループは、当社の普通株式の上場を維持するために必要となる法令、金融商品取引所の規則等を遵守するものとし、当社から要求があった場合には、当社の普通株式の上場維持に必要な一切の資料を当社に提供するものとします。
如意グループは、当社に提供する資料の真実性及び正確性を確保し、当該資料に記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実を省略しないものとします。

当社の取締役会・監査役会に関する事項

- i 当社取締役会の構成
如意グループ保有議決権比率が50%を超える間の当社取締役の員数は9名とし、そのうち5名については、如意グループが指名し協議の上当社が同意(かかる同意は不合理に留保又は拒絶されないものとします。)する取締役(以下「如意グループ指名取締役」といいます。)とし、3名については当社が指名し協議の上如意グループが同意(かかる同意は不合理に留保又は拒絶されないものとします。)する取締役(以下「当社指名取締役」といいます。)とし、1名については、両社が合意する社外取締役(独立役員)とします。
如意グループ保有議決権比率が35%以上50%以下である間の当社取締役の員数は7名とし、そのうち3名については、如意グループ指名取締役とし、3名については当社指名取締役とし、1名については、両社が合意する社外取締役(独立役員)とします。
如意グループ保有議決権比率が20%以上35%未満である間の当社取締役の員数は5名とし、そのうち3名については、当社指名取締役とし、1名については、如意グループ指名取締役とし、1名については、両社が合意する社外取締役(独立役員)とします。
如意グループは、当社指名取締役及び如意グループと当社が合意する社外取締役について、これらの者の選任議案が上程される株主総会において賛成の議決権を行使します。
当社の代表取締役社長は、当社指名取締役の中から選定されるものとし、如意グループは、如意グループ指名取締役をして、当社が指定する当社指名取締役が代表取締役社長として選定されるよう取締役会において議決権を行使させるものとします。

上記の取締役指名に関する条項は、平成26年2月期の事業年度以降の連続した2事業年度(平成26年2月期を含みます。)について、本件提携に関する一定の経営目標が重要な点で未達成となった場合や本契約締結日から5年を経過した場合には適用されません。但し、本契約締結日から5年を経過した場合であっても、経営目標が達成され、当社指名取締役が当社に対する重大な損害を与えてい

ない限りは、上記の取締役指名に関する条項の精神は最大限尊重されるものとします。

なお、本件株主総会後の当初の当社取締役9名の構成は以下を予定しており、本件株主総会後の当初の当社指名の代表取締役社長は北畑稔(現任)を予定しております。

当社指名取締役：北畑稔、神保佳幸、玉井康利(以上、任期満了による重任)

如意グループ指名取締役：邱亜夫、孫衛嬰、邱晨冉(以上、任期満了による重任)、王燕、白文会(以上、新任)

両社が合意する社外取締役：伊藤良二(任期満了による重任)

なお、払込期間中において本件第三者割当にかかる払込みが完了しない場合には、如意グループは、本件株主総会で新たに選任された如意グループ指名取締役のうち2名を払込期間経過後速やかに辞任させるものとしております。

当社監査役会の構成

当社監査役の員数は3名とし、如意グループ及び当社が合意する者として、如意グループは、これに加えて、当社と協議の上、当社が同意(かかる同意は不合理に留保又は拒絶されないものとします。)する1名を監査役として指名する権利を有しております。

なお、如意グループ及び当社は、両社が合意する監査役として、本件株主総会後の当初の当社監査役の構成を木所弘、吾妻望、紙野愛健(以上、新任)の3名とすることを予定しております。また、如意グループは本件株主総会においては、上記監査役1名の指名権は行使しない予定です。

当社の機関運営に関する事項

如意グループは、本件提携の基本精神に照らし、原則として、当社指名取締役による経営方針の遂行及び業務執行を最大限尊重するものとします。

また、如意グループは、平成25年資本業務提携契約締結日以降に開催される当社株主総会における議決権の行使に関し、当社の株主共同の利益に反する等の事由がない限り、上記記載の取締役により構成された当社取締役会の意思決定を最大限尊重するものとします。

本件株主総会の日以降、如意グループ指名取締役の数が当社の取締役の過半数を占める間に開催される当社の取締役会においては、如意グループ指名取締役及び当社指名取締役各1名を含む、過半数の取締役の出席をもって定足数とし、取締役会決議は、如意グループ指名取締役及び当社指名取締役1名を含む出席取締役の過半数により行うものとします。

d 割り当てようとする株式の数

濟寧如意投資有限公司 20,359,615株

e 株式等の保有方針

濟寧如意が本件第三者割当により割り当てを受ける当社普通株式については、原則として企業価値の向上に向けて中長期的視点から保有する方針であると聞いております。

また、当社は、濟寧如意より、本件第三者割当に基づく払込みがなされた日から2年以内に新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき内諾を得ております。

なお、濟寧如意が本件第三者割当により割り当てを受ける当社普通株式に係る処分等の制限につきましては、上記「c(2)(b) 株式の処分等の制限」に記載のとおりであります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先より平成25年4月8日時点の中国工商銀行股? 有限公司濟寧分行の預金残高証明書の写しを受領し、現在の割当予定先の預金残高について確認を行っており、預金残高が本件第三者割当に係る払込みに必要な金額を上回っていることを確認しております。また、平成22年5月24日に資本業務提携契約(平成22年資本業務提携契約)を締結して以降、山東如意との各種提携施策を通じ、如意グループの安定した財務基盤について確認しております。なお、濟寧如意からは、中国企業による海外投資案件においては、出資金額を手元資金及び銀行融資の組み合わせで調達することが実務上一般的であるとの説明を受けており、濟寧如意は、本件第三者割当の払込みに必要な資金の一部を中国建設銀行からの融資により調達することも検討しているとのこと。そのため、実際の払込みについては、その一部を中国建設銀行からの融資により調達した資金が充てられる可能性もある旨の説明を受けております。

なお、本件第三者割当の払込みについては、上記「第12(2)募集の条件」(注)5に記載のとおり、中国関係当局の認可が得られることを条件に実行されます。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である濟寧如意より、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。また、当社は、中国企業に関する信用調査実績を有する第三者信用調査機関である株式会社日本能率協会総合研究所(代表者：加藤文昭、本社所在地：東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル7階)に対し、割当予定先である濟寧如意があらゆる不法組織と関係するか否かの調査を依頼しましたが、公開情報を調べた結果、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)に関してあらゆる不法組織との関連は見当たらなかったとの報告を受けております。

2【株券等の譲渡制限】

本件第三者割当に係る株券の内容として譲渡制限は設けておりません。なお、当社は、濟寧如意及び山東如意との間の平成25年4月12日付資本業務提携契約(平成25年資本業務提携契約)において、本件第三者割当に係る株券の処分について合意しております。その内容については、上記「1割当予定先の状況 c(2)(b) 株式

の処分等の制限」をご参照下さい。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、本件第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日（平成25年4月11日、以下、「直前営業日」といいます。）の株式会社東京証券取引所市場における当社普通株式の終値である144円及び直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値単純平均値（139.68円）を参考としつつ、割当予定先である濟寧如意との協議・交渉も踏まえ、144円に決定いたしました。

発行価格について、当社普通株式は上場されていることから直前営業日の終値を原則として参考にすべきところですが、直前営業日の終値に加えて、本件第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日まで1ヶ月間の終値の平均値も参考としたのは、最近の当社株価の動向や売買高、株式市況全般の動向も踏まえると、取締役会決議日の直前営業日の終値という特定の一時点の株価のみを基準にするより一定期間の平均株価という平準化した値を採用する方が算定根拠として客観性が高く合理的なものであると考えられること、一定期間の平均値を採用するに際しては、なるべく本件第三者割当と時間的に近接した期間を参照すべきと考えられること、平成25年4月4日に公表した業績予想の修正の公表により当社の市場株価には一定の変動がみられるものの、日本銀行による追加金融緩和策の公表による一般的な相場変動の影響も考慮すべきと考えられることなどを総合的に考慮したためであります。

なお、発行価格（144円）は、直前営業日の終値と同額であり、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（139.68円）に対し3.09%のプレミアム、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（142.93円）に対し0.75%のプレミアム、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（124.98円）に対し15.22%のプレミアムを加えた金額となっております。

かかる発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから、本件第三者割当の発行価格は、適正かつ妥当な価額であり、割当予定先に特に有利な条件で発行するものには該当しないものと判断いたしました。また、各監査役は、本件第三者割当の決議を行った当社取締役会において、本件第三者割当の発行価格は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであることから、割当予定先に対し特に有利な金額ではない旨の意見を述べております。

なお、平成25年5月30日開催予定の本件株主総会において、本件第三者割当による新株式発行に関する議案について本件普通決議により株主の皆様承認を得ること及び本件第三者割当の実行について中国関係当局の許認可等が得られることを条件に、本件第三者割当を行うことといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による募集株式の数は20,359,615株（議決権数203,596個）であり、平成25年2月28日現在の当社の発行済株式の総数80,947,834株（議決権数802,922個）に対して、25.15%の割合（議決権における割合25.36%）で希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、下記「6（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となっており、本件第三者割当により、財務基盤の強化を図りつつ、これらの諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判断しており、これにより、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、既存株主の皆様利益保護につながるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年2月28日現在の当社の発行済株式総数80,947,834株に係る議決権の総数は802,922個であり、本件第三者割当により発行される新株式20,359,615株に係る議決権数は203,596個です。このため本件第三者割当により発行される新株式は、平成25年2月28日現在の当社発行済株式総数に対して25.15%、議決権数に対して25.36%の割合となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。また、本件第三者割当により、割当予定先である濟寧如意が当社の支配株主となります。したがって、今回の第三者割当による新株式の発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合

山東如意科技集團有限公司(常任代理人SMB C日興証券株式会社)	山東省濟寧市高新区如意工業園	33,333,333	41.51%	33,333,333	33.12%
濟寧如意投資有限公司	山東省濟寧高新区327国道北側・如意工業園区内	-	-	20,359,615	20.23%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	1,785,523	2.22%	1,785,523	1.77%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	1,683,500	2.10%	1,683,500	1.67%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	1,571,500	1.96%	1,571,500	1.56%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	1,323,400	1.65%	1,323,400	1.31%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	809,300	1.01%	809,300	0.80%
志村 孝史	愛知県岡崎市	553,900	0.69%	553,900	0.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	534,000	0.67%	534,000	0.53%
BNY GCM CLIENT ACCOUNTS(M) LSCB(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	1 CHURCHILL PLACE, LONDON E14 5HP, UK(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	487,200	0.61%	487,200	0.48%
株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号	463,725	0.58%	463,725	0.46%
計	-	42,545,381	52.99%	62,904,996	62.50%

(注) 1. 平成25年2月28日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件第三者割当による株式発行後の当社株式(単位未満株式及び自己株式を除きます。)に係る議決権数(1,006,518個)に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

1902年創業の当社は、これまでの歴史を通してお客様からの信頼を財産として、「感性創造企業」という企業理念のもと、お客様の視点で考える姿勢を徹底して、皆様方の新鮮で心豊かな生活づくりに貢献すべく邁進してまいりました。

しかしながら、昨今のが国の経済は、東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況で推移しております。また、かかる経済情勢も踏まえお客様の消費行動の多様化、ショッピングセンターその他の商業施設の増加やインターネットを通じたオンラインショッピング市場の拡大が進む中で、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となってまいりました。

そのような状況の下、当社は、これらの諸施策を実行するため、銀行融資、公募増資若しくは株主割当による資金調達を検討すると共に、当社の筆頭株主である山東如意との間で、如意グループの信用力を利用した資金調達の検討等の更なる財務基盤の強化について協議を行ってまいりました。

当社は、かかる検討及び山東如意との協議も踏まえ、当社の財務状況では、金融機関からの融資を受けることは未だ困難であり、また、公募増資若しくは株主割当によっても当社が必要とする資金を迅速かつ確実に調達することは困難であるとの判断に至りました。他方で、当社は、山東如意との協議において、山東如意の親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けに関する提案を受けました。

当社は、かかる提案を受け、濟寧如意及び山東如意との間で第三者割当増資の実施時期及び条件等について協議、交渉を行い、山東如意の親会社である濟寧如意を割当予定先として本件第三者割当を行うことで、

財務基盤の強化を図りつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等による諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判断し、濟寧如意及び山東如意との間で、資本業務提携契約(平成25年資本業務提携契約)を締結し、濟寧如意を割当予定先とし本件第三者割当を行うことといたしました。

本件第三者割当の実行後、当社は、山東如意との間で平成22年資本業務提携契約に基づき既に実施中の施策も含め、平成25年資本業務提携契約に定める業務提携の諸施策(上記「第3 1 c (2) 本資本業務提携の内容(a) 業務提携の内容」参照)を推進してまいります。

とりわけ、本件第三者割当により当社が濟寧如意(及び、いわゆる支配力基準により山東如意も親会社であると判断された場合には山東如意)の連結対象子会社となることで、如意グループとの提携関係をより一層強化し、如意グループの持つネットワークを駆使した新興国をはじめとする世界各国における当社ブランドのライセンスビジネスを強化することなどが期待されます。

また、当社の財務状況では、金融機関からの融資を受けることは未だ困難な状況でしたが、本件第三者割当の実行後、当社が借入れによる資金調達を行う場合には、如意グループは、中国対外担保規制その他の適用ある規制上許容される限りにおいて、如意グループによる保証その他の信用供与等について最大限の協力をするものとされており、かかる状況の改善も期待されます。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響

本件第三者割当による募集株式の数は20,359,615株(議決権数203,596個)であり、平成25年2月28日現在の当社の発行済株式の総数80,947,834株(議決権数802,922個)に対して、25.15%の割合(議決権に対する割合25.36%)で希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「6 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、本件第三者割当は、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等の諸施策の実行に必要不可欠であると考えております。これらの諸施策の実行は、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

当社は、平成22年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、平成22年資本業務提携契約に基づき山東如意の指名する3名の取締役を受け入れると共に、中期経営方針R R M A Pを策定し、山東如意との提携関係の強化を図ってまいりました。また、新株式の発行により調達した資金で、店舗改装等の設備投資や販売促進活動の推進などの当社のブランド価値向上のための諸施策の実施、山東如意との合弁会社である北京レナウン如意時商貿有限公司の設立及び同社を通じた当社ブランドの中国展開、並びに、成長が見込める小売事業における既存ブランドの出店拡大及び新ブランドの展開などを実施してまいりました。このように、山東如意との資本業務提携は、財務体質の強化、当社ブランドの中国展開及び日本国内における小売事業の確立等の一定の効果を創出しております。

しかしながら、昨今のわが国の経済は、東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況で推移しております。また、かかる経済情勢も踏まえたお客様の消費行動の多様化、ショッピングセンターその他の商業施設の増加やインターネットを通じたオンラインショッピング市場の拡大が進む中で、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となってまいりました。

そのような状況の下、当社は、これらの諸施策を実行するため、銀行融資、公募増資若しくは株主割当による資金調達を検討すると共に、当社の筆頭株主である山東如意との間で、如意グループの信用力を利用した資金調達の検討等の更なる財務基盤の強化について協議を行い、山東如意から、同社の親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けに関する提案を受けました。

当社は、かかる提案を受け、濟寧如意及び山東如意との間で第三者割当増資の実施時期及び条件等について協議、交渉を行い、財務基盤の強化及び如意グループとの資本業務提携による新たな成長戦略の実現のために、本件第三者割当の必要性について取締役会において十分に議論をいたしました。その結果、山東如意の親会社である濟寧如意を割当予定先として本件第三者割当を行うことで、財務基盤の強化を図りつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等による諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができるとの判断にいたしました。本件第三者割当は当社の業績の向上、ひいては企業価値の向上に寄与するものであり、かかる企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、大規模な第三者割当を行うことは合理的であると判断しております。

また、本件第三者割当は、希薄化率が25%以上であること、及び 支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることが要請されるため、本件第三者割当の妥当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただきこととし、平成25年5月30日開催予定の本件株主総会に付議し、本件普通決議による承認を求めることを決定いたしました。

本件第三者割当は、当社の筆頭株主であり当社の議決権の41.51%を保有する山東如意の親会社である濟寧如意を割当予定先とするものですが、かかる状況において、企業行動規範上の手続として本件株主総会における本件普通決議による承認を行うこととしたのは、本件株主総会の招集通知において本件第三者割当の必要性及び相当性に関する記載を行って内容を事前にご理解頂いた上で、本件株主総会において株主の皆様に対して説明を行うことが重要であると考えたためであります。これに加えて、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係を有しない独立役員である社外取締役伊藤良二及び同じく独立役員である社外監査役野田晃子並びに社外監査役松本亮に対し、本件第三者割当に関する事項(本件提携の目的及び理由、本件提携の内容、募集の目的及び理由、調達する資金の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の見通し)及びその他必要と思われる事項について詳細に説明しました。

その結果、上記社外取締役1名及び社外監査役2名は、平成25年4月12日開催の本件第三者割当に係る取締役会において、本件第三者割当は、当社の業績拡大、企業価値向上に寄与するものと考えられ、ひいては、既存株主の皆様のご利益保護に繋がるものと考えられることから、本件第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見を述べております。

本件第三者割当により、上記「第3-1-c(1)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、濟寧如意は新たに当社の親会社及び主要株主となる見込みであります(なお、本件第三者割当により、山東如意も新たに親会社に該当することとなるかについては、関係各社の監査法人とも協議の上、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項第2号又は第3号のいわゆる支配力基準に照らし判断されますが、濟寧如意に加えて山東如意も新たに親会社に該当する可能性があります)。本件第三者割当による親会社及び主要株主の異動が発生したときには、遅滞なく臨時報告書を提出いたします。

当社は、今後、濟寧如意及び山東如意が持つ経営資源を最大限に活用し、更なる国内事業基盤の強化と海外事業の成長、拡大を目指してまいります。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第8期)及び四半期報告書(第9期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年4月12日)までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年4月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

経済状況等に関するリスク

当社グループの取扱商品であるアパレルは、所得・雇用環境等経済的要因のみならず天候要因にも大きく消費マインドが左右され、暖冬・冷夏等天候不順がアパレル市況において影響を及ぼすこととなります。したがって、所得・雇用環境の悪化及び天候不順によりアパレルの市況が悪化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

商品・生産に関するリスク

当社グループでは、衣料品、雑貨等の品質管理に関して法令に基づく社内規程・基準を設け適切な対応に努めております。しかし、このような管理体制を整えているにも関わらず、自社または、仕入先等に起因する製造物責任に関わる事故の発生や品質等の不適切な表示により関係諸法令に抵触した場合は、当社グループの社会的信用や企業イメージを損ない、多額の賠償金または罰金の発生等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

海外業務に関するリスク

当社グループの仕入の一部は中国等日本国外から調達されております。したがって、現地通貨価値の上昇は、日本での輸入価格上昇の形で当社グループの仕入コストを押し上げる可能性があり、仕入コストの上昇は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、当社グループでは、輸入製品等の取引に係る為替変動による仕入コスト上昇のリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しており、当該取引の相手方には信用力の高い銀行を選択していますが、かかる為替予約取引の相手方に万一契約不履行が生じた場合、あるいは当社グループの想定レートを超えて為替変動が生じた場合には、為替変動による仕入れコスト上昇を回避することができず、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、為替予約取引の契約先は、何れも信用度の高い銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。

また、海外におけるテロ、戦争等による政治及び経済の混乱、予期しない法律又は規制の変更、不測の疫病等の発生が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護に関するリスク

当社グループは、百貨店店舗内ショップや直営店舗の顧客等に関する多くの個人情報を保有しております。これらの情報の取り扱いについては、顧客情報管理マニュアルに基づくルールを徹底しておりますが、不測の事故等による情報流出が発生した場合は、当社グループの社会的信用や企業イメージを損ない、売上の減少及び損害賠償の発生等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

中国国内販売に関するリスク

当社グループは、山東如意科技集团有限公司との資本業務提携に基づき合弁会社を設立し、成長性のある見込めるマーケットである中国国内でのレナウンブランド商品の販売に取り組んでおります。しかしながら、中国においては先行する競合他社も多く、また現地の事業展開において有用な人材の確保が思うようにできない場合もあります。その他前述「海外業務に関するリスク」などの要因も加えて、当初期待した成果が得られず当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新規事業に関するリスク

当社グループは「新しさへ立ち向かうチャレンジ精神を常に持ち続け、ファッションを通じてお客様の新鮮で心豊かなライフスタイルの創造に貢献する『感性創造企業』を目指していきます。」という企業理念に基づき、新規事業の開発・展開に取り組んでおります。しかしながら、新規事業は不確定要素が多く、想定したとおりの成果を得られなかった場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

株式の希薄化に関するリスク

平成25年4月12日開催の取締役会決議に基づき、同年5月30日開催予定の定時株主総会の承認を経ることを条件に第三者割当の方法により同年5月31日から12月31日の払込期間内に発行を予定する当社普通株式20,359,615株(以下、「本新株式」といいます。)は、平成25年2月28日現在の当社の発行済株式総数80,947,834株の約25.15%にあたります。

本新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

割当予定先が新たに支配株主になることに関するリスク

本新株式が発行された場合、本新株式の割当予定先である済寧如意投資有限公司(以下「済寧如意」といいます。)が保有することとなる当社普通株式に係る議決権保有割合は、済寧如意の子会社であり、本新株式発行後の当社の総議決権数の33.12%を保有することとなる山東如意科技集团有限公司(以下、「山東如意」といいます。)と併せて、本新株式発行後の総議決権数の53.35%となり、済寧如意が新たに支配株主になることが見込まれます。また、当社は、平成25年4月12日付で、済寧如意及び山東如意との間で資本業務提携契約(以下、「本提携契約」といいます。)を締結し、済寧如意及び山東如意並びにこれらの子会社・関連会社(以下「如意グループ」といいます。)が当社取締役9名のうち5名の取締役候補者を指名する権利を有することを合意しております。かかる合意に基づき、当社は、平成25年5月30日開催予定の定時株主総会において、本新株式の発行が承認されることを条件として、如意グループが指名する者を取締役として選任する旨の議案を上程することを予定しており、かかる議案が株主総会において承認された場合には、当社取締役9名のうち如意グループの関係者5名が取締役として就任することとなります。済寧如意の子会社である山東如意は、本新株式発行前から総議決権数の41.51%を保有する筆頭株主であり、当社と山東如意との間で締結した平成22年5月24日付資本業務提携契約(以下「平成22年資本業務提携契約」といいます。)に基づき当社取締役7名のうち3名の指名権を有するなど、当社の意思決定において重要な影響力を有しておりましたが、如意グループは、本新株式の発行以降、さらに当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができるものと見込まれております。

如意グループの当社グループの経営方針についての考え方及び如意グループの利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、如意グループによる当社グループの経営方針についての考え方及び如意グループによる当社株式に係る議決権行使等により、当社グループの事業運営が悪影響を受ける可能性があります。

当社取締役会の構成に関するリスク

平成25年5月30日開催予定の定時株主総会において、本新株式の発行及び本提携契約に基づく取締役選任議案が承認された場合には、本新株式発行以後、如意グループが当社株式の議決権50%超を保有する間は、当社取締役会は、当社の指名する3名に加え、如意グループの指名する者5名及び当社と如意グループが本提携契約において合意する者1名の合計9名から構成されることとなります。このような当社取締役会の構成によって、当社が事業運営上の意思決定を迅速に行えない等の事態が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

本新株式発行に必要な許認可に関するリスク

本新株式の割当予定先である済寧如意によれば、同社が本新株式の引受けに係る払込みを実行するためには、済寧市商務局及び済寧市発展改革委員会並びに山東省商務庁及び山東省発展改革委員会(以下「中国関係当局」といいます。)の認可を取得することが必要とされているとのことです。当社は、済寧如意から、本有価証券届出書の提出日時点では、中国関係当局からの認可の取得時期が確定できない旨の説明を受けており、本件第三者割当に基づく払込みは、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日又は平成25年5月30日開催予定の定時株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日を予定しております。当社は、中国関係当局の認可に要する時間も勘案して払込期間を平成25年5月31日から同年12月31日と定めておりますが、払込期間中に中国関係当局の認可を取得することができず、本新株式の発行を行うことができない場合、本新株式の発行において調達する資金により実施を予定している、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化などの諸施策を実行することが困難となり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

以上の他に、災害、貸倒れ及び訴訟等に関するリスクを認識しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第8期事業年度)の提出日(平成24年5月25日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年4月12日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成24年5月25日)

1. 提出理由

平成24年5月24日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年5月24日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役7名選任の件

取締役として、北畑 稔、神保 佳幸、玉井 康利、邱 亜夫、孫 衛嬰、邱 晨冉及び伊藤 良二を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための

要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
議案 取締役7名選任の件					
北 畑 稔	524,854	28,313	0		可決 (94.88%)
神 保 佳 幸	533,367	19,800	0		可決 (96.42%)
玉 井 康 利	533,371	19,796	0		可決 (96.42%)
邱 亜 夫	465,967	87,200	0	(注) 1	可決 (84.23%)
孫 衛 嬰	543,969	9,198	0		可決 (98.33%)
邱 晨 冉	543,936	9,231	0		可決 (98.33%)
伊 藤 良 二	550,757	2,410	0		可決 (99.56%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの議決権行使分により、議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

3. 業績の概要

第9期連結会計年度(自平成24年3月1日~至平成25年2月28日)

平成25年4月12日開催の取締役会において承認された第9期連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

連結財務諸表
(1) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2012年2月29日)	当連結会計年度 (2013年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,699	11,098
受取手形及び売掛金	8,949	8,406
有価証券	140	103
商品及び製品	7,653	6,723
仕掛品	610	609
原材料及び貯蔵品	710	624
その他	1,272	2,183
貸倒引当金	123	141
流動資産合計	29,912	29,609
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,494	7,554
減価償却累計額	6,358	6,553
建物及び構築物(純額)	1,135	1,001
機械装置及び運搬具	1,102	1,182
減価償却累計額	884	908
機械装置及び運搬具(純額)	218	274
土地	1,116	1,116
その他	2,660	2,691
減価償却累計額	2,225	2,214
その他(純額)	435	477
有形固定資産合計	2,906	2,869
無形固定資産		
その他	237	374
無形固定資産合計	237	374
投資その他の資産		
投資有価証券	2,203	1,332
出資金	77	180
長期貸付金	258	245
差入保証金	2,416	3,105
繰延税金資産	20	18
その他	282	252
貸倒引当金	167	91
投資その他の資産合計	5,091	5,044
固定資産合計	8,234	8,288
資産合計	38,147	37,897

	前連結会計年度 (2012年2月29日)	当連結会計年度 (2013年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,992	15,085
短期借入金	85	85
未払費用	2,716	2,565
未払法人税等	238	310
繰延税金負債	33	135
返品調整引当金	656	641
賞与引当金	89	92
その他	331	529
流動負債合計	10,143	9,444
固定負債		
繰延税金負債	150	5
退職給付引当金	4,831	5,060
役員退職慰労引当金	13	18
その他	663	735
固定負債合計	5,659	5,818
負債合計	15,803	15,263
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,005	17,005
資本剰余金	21,791	21,791
利益剰余金	16,678	16,195
自己株式	125	125
株主資本合計	21,992	22,475
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	269	156
繰延ヘッジ損益	47	220
為替換算調整勘定	57	67
その他の包括利益累計額合計	259	130
少数株主持分	91	28
純資産合計	22,343	22,634
負債純資産合計	38,147	37,897

[次へ](#)

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
売上高	74,603	76,194
売上原価	42,395	43,645
売上総利益	32,207	32,549
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	4,511	4,341
物流委託費	3,101	3,573
貸倒引当金繰入額	-	21
従業員給料	14,205	14,419
賞与引当金繰入額	74	78
退職給付費用	399	353
役員退職慰労引当金繰入額	5	4
福利厚生費	2,889	2,935
その他	7,341	7,379
販売費及び一般管理費合計	32,527	33,063
営業損失()	320	513
営業外収益		
受取利息	17	17
受取配当金	58	60
受取地代家賃	398	325
その他	236	215
営業外収益合計	710	618
営業外費用		
支払利息	3	4
固定資産除却損	48	35
退職給付費用	134	134
持分法による投資損失	33	98
関係会社支援損	-	63
その他	209	83
営業外費用合計	429	419
経常損失()	39	314

	前連結会計年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
特別利益		
投資有価証券売却益	101	1,156
関係会社清算益	167	-
その他	-	6
特別利益合計	269	1,163
特別損失		
固定資産売却損	161	-
減損損失	33	23
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	197	-
災害による損失	1,225	-
退職加算金等	177	-
貸倒引当金繰入額	-	41
移転費用	-	119
その他	-	1
特別損失合計	794	186
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	563	662
法人税、住民税及び事業税	139	155
法人税等調整額	3	5
法人税等合計	135	161
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	699	501
少数株主利益又は少数株主損失()	32	17
当期純利益又は当期純損失()	666	483

[前へ](#) [次へ](#)

連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年3月1日 至 2012年2月29日)	当連結会計年度 (自 2012年3月1日 至 2013年2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	699	501
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	65	426
繰延ヘッジ損益	154	172
為替換算調整勘定	190	107
持分法適用会社に対する持分相当額	5	17
その他の包括利益合計	106	1 129
包括利益	806	372
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	772	354
少数株主に係る包括利益	34	17

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年3月1日 至 2012年2月29日)	当連結会計年度 (自 2012年3月1日 至 2013年2月28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,005	17,005
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,005	17,005
資本剰余金		
当期首残高	21,791	21,791
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	21,791	21,791
利益剰余金		
当期首残高	16,012	16,678
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	666	483
当期変動額合計	666	483
当期末残高	16,678	16,195
自己株式		
当期首残高	124	125
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	125	125
株主資本合計		
当期首残高	22,659	21,992
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	666	483
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	667	482
当期末残高	21,992	22,475

	前連結会計年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	335	269
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	65	426
当期変動額合計	65	426
当期末残高	269	156
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	106	47
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	154	172
当期変動額合計	154	172
当期末残高	47	220
為替換算調整勘定		
当期首残高	136	57
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	194	125
当期変動額合計	194	125
当期末残高	57	67
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	365	259
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	105	129
当期変動額合計	105	129
当期末残高	259	130
少数株主持分		
当期首残高	124	91
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32	63
当期変動額合計	32	63
当期末残高	91	28
純資産合計		
当期首残高	23,149	22,343
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	666	483
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	138	192
当期変動額合計	805	290
当期末残高	22,343	22,634

[前へ](#) [次へ](#)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	563	662
減価償却費	667	665
減損損失	33	23
貸倒引当金の増減額(は減少)	69	59
受取利息及び受取配当金	75	78
支払利息	3	4
固定資産売却損益(は益)	161	-
固定資産除却損	48	35
持分法による投資損益(は益)	33	98
投資有価証券売却損益(は益)	101	1,156
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	197	-
賞与引当金の増減額(は減少)	6	3
事業構造改善引当金の増減額(は減少)	542	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	344	220
売上債権の増減額(は増加)	1,077	578
たな卸資産の増減額(は増加)	994	1,049
仕入債務の増減額(は減少)	90	961
その他の流動資産の増減額(は増加)	295	569
その他の流動負債の増減額(は減少)	164	85
その他	50	298
小計	1,770	301
利息及び配当金の受取額	79	81
利息の支払額	3	4
法人税等の支払額	184	136
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,879	243
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,586	1,351
定期預金の払戻による収入	739	1,275
有形固定資産の取得による支出	537	551
有形固定資産の売却による収入	594	4
無形固定資産の取得による支出	34	169
投資有価証券の取得による支出	5	-
投資有価証券の売却による収入	288	1,451
子会社株式の取得による支出	-	73
出資金の払込による支出	105	195
事業譲渡による支出	485	-
貸付けによる支出	135	500
貸付金の回収による収入	156	186
差入保証金の差入による支出	-	85
その他	233	54
投資活動によるキャッシュ・フロー	877	45

	前連結会計年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	20	-
自己株式の取得による支出	0	0
リース債務の返済による支出	5	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	25	13
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	40
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,789	314
現金及び現金同等物の期首残高	12,570	9,781
現金及び現金同等物の期末残高	1 9,781	1 10,096

[前へ](#) [次へ](#)

第9期事業年度(自平成24年3月1日~至平成25年2月28日)平成25年4月12日開催の取締役会において承認された第9期事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[前△](#) [次△](#)

個別財務諸表
(1) 貸借対照表

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2012年2月29日)	当事業年度 (2013年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,608	7,247
受取手形	707	752
売掛金	7,511	6,968
商品及び製品	6,110	5,149
仕掛品	287	277
原材料及び貯蔵品	603	446
前渡金	191	104
前払費用	183	162
未収入金	1,412	1,978
短期貸付金	5,583	6,593
為替予約	83	355
その他	101	108
貸倒引当金	4,082	4,616
流動資産合計	26,303	25,528
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,735	5,734
減価償却累計額	5,023	5,110
建物(純額)	712	624
構築物	251	251
減価償却累計額	202	208
構築物(純額)	49	42
機械及び装置	25	28
減価償却累計額	16	18
機械及び装置(純額)	9	9
工具、器具及び備品	2,086	2,135
減価償却累計額	1,744	1,795
工具、器具及び備品(純額)	341	340
土地	989	989
有形固定資産合計	2,101	2,006
無形固定資産		
商標権	120	105
ソフトウェア	0	0
その他	34	174
無形固定資産合計	154	279

	前事業年度 (2012年2月29日)	当事業年度 (2013年2月28日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2,087	1,216
関係会社株式	719	719
関係会社出資金	707	902
従業員に対する長期貸付金	250	239
関係会社長期貸付金	26	123
長期前払費用	58	99
差入保証金	2,165	2,850
その他	165	87
貸倒引当金	161	86
投資その他の資産合計	6,018	6,151
固定資産合計	8,275	8,437
資産合計	34,578	33,965
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,961	2,014
買掛金	2,396	2,229
未払金	347	523
未払費用	2,121	2,114
未払法人税等	147	208
未払消費税等	73	151
繰延税金負債	33	135
預り金	112	111
返品調整引当金	545	523
賞与引当金	56	60
流動負債合計	8,796	8,071
固定負債		
繰延税金負債	150	5
退職給付引当金	3,370	3,574
資産除去債務	38	54
長期預り保証金	552	552
その他	1	0
固定負債合計	4,113	4,186
負債合計	12,910	12,258

	前事業年度 (2012年2月29日)	当事業年度 (2013年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,005	17,005
資本剰余金		
資本準備金	5,751	5,751
その他資本剰余金	16,040	16,040
資本剰余金合計	21,791	21,791
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,321	17,027
利益剰余金合計	17,321	17,027
自己株式	125	125
株主資本合計	21,350	21,643
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	269	156
繰延ヘッジ損益	47	220
評価・換算差額等合計	317	63
純資産合計	21,667	21,707
負債純資産合計	34,578	33,965

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当事業年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
売上高	54,619	54,411
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	5,575	6,111
当期商品仕入高	21,868	20,627
当期製品製造原価	7,333	6,898
合計	34,777	33,638
他勘定振替高	707	808
商品及び製品期末たな卸高	6,111	5,149
返品調整引当金戻入額	648	545
返品調整引当金繰入額	545	523
売上原価合計	29,270	29,275
売上総利益	25,348	25,135
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,508	2,119
物流委託費	2,023	2,513
貸倒引当金繰入額	-	20
従業員給料	12,349	12,554
賞与引当金繰入額	54	57
退職給付費用	311	254
福利厚生費	2,501	2,537
地代家賃	1,446	1,619
その他	4,660	4,574
販売費及び一般管理費合計	25,855	26,210
営業損失()	506	1,074
営業外収益		
受取利息	147	167
受取配当金	81	76
受取地代家賃	323	322
関係会社経営指導料	327	485
その他	124	111
営業外収益合計	1,004	1,162
営業外費用		
支払利息	473	5
退職給付費用	126	126
関係会社貸倒引当金繰入額	-	507
その他	232	200
営業外費用合計	832	839
経常損失()	334	752

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月29日)	当事業年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月28日)
特別利益		
投資有価証券売却益	101	1,156
関係会社債務免除益	17,055	-
特別利益合計	17,157	1,156
特別損失		
固定資産売却損	159	-
減損損失	33	13
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	146	-
災害による損失	86	-
関係会社株式評価損	12,532	-
関係会社貸倒引当金繰入額	1,948	-
貸倒引当金繰入額	-	41
その他	13	1
特別損失合計	14,919	57
税引前当期純利益	1,903	346
法人税、住民税及び事業税	39	49
法人税等調整額	1	4
法人税等合計	40	53
当期純利益	1,863	293

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 株主資本等変動計算書

(単位: 百万円)

	前事業年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当事業年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,005	17,005
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,005	17,005
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,751	5,751
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,751	5,751
その他資本剰余金		
当期首残高	16,040	16,040
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	16,040	16,040
資本剰余金合計		
当期首残高	21,791	21,791
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	21,791	21,791
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	19,184	17,321
当期変動額		
当期純利益	1,863	293
当期変動額合計	1,863	293
当期末残高	17,321	17,027
利益剰余金合計		
当期首残高	19,184	17,321
当期変動額		
当期純利益	1,863	293
当期変動額合計	1,863	293
当期末残高	17,321	17,027
自己株式		
当期首残高	124	125
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	125	125

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2011年 3月 1日 至 2012年 2月 29日)	当事業年度 (自 2012年 3月 1日 至 2013年 2月 28日)
株主資本合計		
当期首残高	19,487	21,350
当期変動額		
当期純利益	1,863	293
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	1,863	293
当期末残高	21,350	21,643
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	335	269
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	65	426
当期変動額合計	65	426
当期末残高	269	156
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	106	47
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	154	172
当期変動額合計	154	172
当期末残高	47	220
評価・換算差額等合計		
当期首残高	228	317
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88	254
当期変動額合計	88	254
当期末残高	317	63
純資産合計		
当期首残高	19,716	21,667
当期変動額		
当期純利益	1,863	293
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88	254
当期変動額合計	1,951	39
当期末残高	21,667	21,707

[前へ](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日	平成24年5月25日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日	平成25年4月12日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第9期 第3四半期)	自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日	平成25年1月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年5月27日

株式会社レナウン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 晶

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レナウン及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社レナウンの平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社レナウンが平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2012年5月24日

株式会社レナウン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 晶

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 永 千 尋

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの2011年3月1日から2012年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レナウン及び連結子会社の2012年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社レナウンの2012年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社レナウンが2012年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月27日

株式会社レナウン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 晶

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レナウンの平成23年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2012年5月24日

株式会社レナウン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 晶

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 永 千 尋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの2011年3月1日から2012年2月29日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レナウンの2012年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2013年1月11日

株式会社レナウン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの2012年3月1日から2013年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2012年9月1日から2012年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2012年3月1日から2012年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レナウン及び連結子会社の2012年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。